

## 葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付要綱

6 葛産産第 2 4 0 号

令和 6 年 10 月 31 日

区 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区内（以下「区内」という。）に事業所等を有する中小企業等に対して高齢者、障害者等あらゆる人が働きやすい職場環境づくりに向けた取組に要する費用を助成することにより、区内事業所等における人材の確保及び定着を支援し、もって区内産業の安定的な発展に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 常時使用する者（家族従業員（個人事業主の場合）、役員を除く。）をいう。
- (2) 中小企業等 次のいずれかに該当する法人又は個人事業主をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に掲げる者
  - イ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者
  - ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であつて、従業員 300 人以下である者
  - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する一般社団法人等であつて、従業員 100 人以下である者
  - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人であつて、従業員 100 人以下である者
  - カ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人であつて、従業員 100 人以下である者
  - キ 次に掲げる法律に規定する協同組合であつて、従業員 100 人以下である者
    - (ア) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）
    - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）
    - (ウ) 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）
  - ク 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条に規定する宗教法人であつて、従業員 300 人以下である者
  - ケ その他、特に区長が認める者
- (3) 事業所等 区内に存する事業所、営業所、支店、工場及び店舗をいう。

### (助成対象事業者)

第 3 条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、中小企業等であつて、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「助成対象事業者」という。）

とする。

- (1) 事業所等に従業員1名以上を有すること。
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に対応した就業規則を労働基準監督署に届出済みであること、又は作成若しくは改正予定であって、第7条又は第13条の規定による申請をする日の属する年度の末日までに届出できること。
- (3) 葛飾区SDGs宣言（葛飾区SDGs宣言事業実施要綱（令和4年6月30日付け4葛産第98号第5条第1項の規定に基づく宣言をいう。）を行っており、過去2ケ年の間に葛飾区SDGs宣言達成状況報告書を提出していること。
- (4) 葛飾区バス交通人材確保・定着支援事業補助金交付要綱（令和6年7月19日付け6葛都交第157号）による補助金（同要綱第4条第1項の表(4)の項に掲げる補助対象事業に係るものに限る。）その他の交付目的及び交付対象がこの要綱による助成金と類似した葛飾区（以下「区」という。）の他の補助金等の交付を受ける予定である者又は受けた者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号又は第3号に該当する者でないこと。
- (6) 次の区分に応じ、それぞれ次に定める税を滞納していないこと。
  - ア 法人 決算を終えた直近期の法人都民税（本店が都外でかつ事業所等に課税されていない場合は、本店登記地の法人道府県民税）
  - イ 個人事業主 前年度の区の特別区民税（葛飾区外在住の者にあつては、区の特別区民税の事業所課税）

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、事業所等（第2条第2号クに該当する者にあつては、当該者が運営する保育所又は幼稚園に限る。）における人材の確保及び定着に資する次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる施設の新設又は改修に係る工事及び設計
  - ア 従業員用トイレ、ロッカー室及び休憩スペース
  - イ 女性（男性）が少ない事業所における女性（男性）専用施設
  - ウ 手すり、段差改善施設等バリアフリー対応を目的とする施設
  - エ その他人材の確保及び定着を目的として葛飾区長（以下「区長」という。）が特に認める施設
- (2) 暑熱対策としてのスポットクーラー、寒冷対策としてのストーブ等（確定申告時に減価償却資産に計上するものに限り、設置工事を要する固定式のものを除く。）の備品の購入
- (3) 暑熱対策としてのファン付き作業服、寒冷対策としてのヒーター付き作業服等の消耗品の購入。ただし、購入数は、暑熱及び寒冷対策に応じてそれぞれ事業所等における従業員数を上限とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内で助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、250万円を上限とする。ただし、葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けた企業であって、当該認定の期限内のものにあつては、300万円を上限とする。

2 国、都、その他の機関から同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業に係る経費は、助成対象外とする。

3 第15条第2項の規定により交付を受けた者は、次に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める期間においては当該経費に係る助成金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 第4条第1号に係る助成対象経費 交付決定を受けた日の属する年度
- (2) 第4条第2号に係る助成対象経費 交付決定を受けた日の属する年度から起算して6年度
- (3) 第4条第3号に係る助成対象経費 交付決定を受けた日の属する年度から起算して3年度

(事業完了前の工事費等に係る助成金の交付申請)

第7条 完了前の助成対象事業（第4条第1号に係るものに限る。）について助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 葛飾区人材確保・人材定着支援事業計画書（別紙様式1）
- (2) 企業概要（別紙様式2）
- (3) 就業規則（育児・介護休業法に対応した就業規則を労働基準監督署に届出済みの場合に限る。）
- (4) 葛飾区SDGs宣言証（葛飾区SDGs宣言事業実施要綱第5条第2項の規定により交付された葛飾区SDGs宣言証をいう。）の写し

(5) 第3条第6号に掲げる要件に該当することを証する書類であつて、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 法人 決算を終えた直近期の法人都民税納税証明書（本店が都外でかつ事業所等に課税されていない場合は、本店登記地の法人道府県民税納税証明書）

イ 個人事業主 前年度の特別区民税納税（非課税）証明書（葛飾区外在住の者にあつては、区の特別区民税の事業所課税の納税（非課税）証明書）

- (6) 助成対象経費に係る見積書又は契約書の写し
- (7) 従業員名簿（別紙様式3）
- (8) この条又は第13条の規定による申請をする日の属する月の前月における賃金台帳の写し

(9) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定通知書(第6条第1項の葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けた者に限る。)

(10) その他区長が必要と認める書類

(事業完了前の工事費等に係る助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、交付又は不交付決定の判断を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

3 区長は、助成金の交付を決定したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金の不交付を決定したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業完了前の工事等に係る助成金の交付決定の変更)

第9条 前条第3項の規定により交付の決定を受けた助成対象事業者(以下「助成決定事業者」という。)が助成対象事業の内容の全部又は一部を変更しようとする場合は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、助成対象事業の変更の可否を決定するものとする。

3 区長は、助成対象事業の変更を承認したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更承認決定通知書(第5号様式)により、変更を承認しないときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金変更不承認決定通知書(第6号様式)により、当該申請をした助成決定事業者に通知するものとする。

(事業完了前の工事費等に係る助成対象事業の遂行指導)

第10条 区長は、助成対象事業の実施中に必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行するよう助成決定事業者に対し、指導することができる。

(事業完了前の工事費等に係る実績報告)

第11条 助成決定事業者(第9条第3項の規定による助成対象事業の変更の承認を受けた申請者を含む。以下同じ。)は、助成対象事業が完了したときは、速やかに葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施したことが分かる写真(工事の場合に限る。)

(2) 領収書等助成対象経費を支払ったことを証する書類の写し

(3) 育児・介護休業法に対応し、労働基準監督署に届出した就業規則(第7条の規定による申請時に未提出の者に限る。)

(4) その他区長が必要と認める書類

(事業完了前の工事費等に係る助成金額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、第8条又は第9条で決定した交付額の範囲内で交付すべき助成金の適正な額を確定し、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付額確定通知書(第8号様式)により、当該報告をした助成決定事業者に通知するものとする。

2 区長は、助成金額確定の判断を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行う。

(事業完了後の助成金の交付申請)

第13条 完了済みの助成対象事業について助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付申請兼実績報告書(第9号様式。以下「申請兼報告書」という。)に第7条各号及び第11条各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。ただし、第11条第2号に掲げる書類に内訳が記載されている場合については、第7条第6号に掲げる書類は要しないものとする。

(事業完了後の助成金の交付決定及び助成金額の確定)

第14条 区長は、前条の規定により申請兼報告書の提出があったときは、当該申請兼報告書の内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の適正な額を確定するものとする。

2 区長は助成金の交付決定及び額の確定又は不交付決定の判断を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行う。

3 区長は助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付決定兼助成額確定通知書(第10号様式)により、助成金の不交付を決定したときは葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第15条 第12条第1項又は前条第3項の規定により助成金交付額の確定を受けた者(以下「助成確定事業者」という。)は、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金交付請求書(第11号様式)により、区長に対し、助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、助成決定事業者又は助成確定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、返還させるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (3) その他区長が助成金を交付することが適当でないとき。

2 区長は、第1項の規定により助成金の全部又は一部を取り消し、返還させることを決定したときは、葛飾区人材確保・人材定着支援事業費助成金取消通知書(第12号様式)に

より当該助成決定事業者又は当該助成確定事業者に対して通知し、助成金を区が別に定める日までに返還させなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項は、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年規則第 55 号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。